



多摩川緑地くじら運動公園・大神公園 7月1日から利用再開

主な記事

- 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ 2
- 風水害に備えましょう 4~5
- 都営住宅地元割当、都民住宅の入居者を募集 16

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、催しなどが中止または延期となる場合があります。詳しくは、各担当へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

＋ 休日応急診療当番医 ＋

(各医療機関にお問い合わせのうえ受診を)

| 診療日時 | 医療機関(内内科)小児科整形外科 | 歯科医療機関 | |
|------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 7/5 | ◎昭島リウマチ膠原病内科(宮沢町)内 ☎546-0011 | 平畑整形外科クリニック(中神町)内整 ☎545-8555 | 緑町歯科クリニック(緑町) ☎549-0031 |
| 7/12 | ◎うしお病院(武蔵野)内 ☎541-5423 | 医師会診療所(緑町)内小 ☎543-3020 | 大沢歯科医院(昭和町) ☎544-9763 |
| 7/19 | ◎中西クリニック(田中町)内 ☎541-2611 | 富士診療所(朝日町)内小 ☎541-2263 | あおい歯科(朝日町) ☎500-6611 |
| 7/23 | ◎浅見胃腸科外科医院(東町)内 ☎544-5300 | 太陽こども病院(松原町)小 ☎544-7511 | アイ歯科医院(玉川町) ☎545-4618 |
| 7/24 | ◎中西医院(郷地町)内小 ☎543-1355 | 昭島病院(中神町)内 ☎546-3111 | 多摩歯科診療所(玉川町) ☎543-4651 |
| 7/26 | ◎大久保内科クリニック(拝島町)内 ☎500-0013 | 竹口病院(玉川町)内 ☎541-0176 | 高橋歯科医院(中神町) ☎541-0761 |

※24時間医療機関などの案内は、東京都医療機関案内サービス“ひまわり” ☎03-5272-0303へ
 今月の水道修理当番店は14ページに掲載

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

市では、市民の皆さんの命と生活を
守るため、引き続き対策に取り組んで
いきます。

詳しくは、各担当へ問い合わせる
か、市ホームページをご覧ください。

市ホームページは



こちら▼

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を減免

令和元々2年度分で、納期が令和2
年2月1日～3年3月31日の保険税
または保険料を減免します。

減免額や申請方法など詳しくは、問
い合わせるか、市ホームページをご覧
ください。

◇対象 主たる生計維持者が、次の①
に該当する、または、②～④のすべ
て（介護保険料は③④）に該当する
世帯

①新型コロナウイルス感染症により
死亡した、または、重篤な傷病を
負った

②前年の合計所得金額が1000万
円以下である

③新型コロナウイルス感染症の影響

により、事業収入、不動産収入、山
林収入、給与収入のいずれかが前年
と比べて30%以上減少することが
見込まれる

④③で減少している収入以外の前年
所得が合計400万円以下である

☆詳しくは、国民健康保険税について
は保険年金課保険係、後期高齢者医療
保険料については保険年金課後期高
齢者医療係、介護保険料については介
護福祉課保険料担当へ。

後期高齢者医療保険の傷病手当金を支給

後期高齢者医療保険の被保険者が、
新型コロナウイルスに感染した、また
は、感染の疑いがあり、療養のため就
労できなかった場合、傷病手当金を支
給します。

要件や申請方法など詳しくは、問い
合わせるか、市ホームページをご覧
ください。

☆詳しくは、東京都後期高齢者医療広
域連合お問合せセンター ☎0570
-086-519、または、市役所後期高齢者
医療係へ。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口は、下の表
のとおりです。このほかの相談窓口については、市役所へ問い
合わせるか、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ内
の相談窓口ページ
はこちら▶



▼電話相談窓口

| 内容 | 担当 |
|--|---|
| 緊急事態措置法に定める要請・指示などに関する事 | 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567(毎日/午前9時～午後7時) |
| 予防・検査・医療に関する事 | 東京都新型コロナコールセンター ☎0570-550-571(毎日/午前9時～午後10時) |
| 新型コロナウイルス感染症の発生に関する事 | 厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120-565653(毎日/午前9時～午後9時) |
| 受診の相談 | 多摩立川保健所 ☎042-524-5171(平日の午前9時～午後5時) 都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター ☎03-5320-4592(平日の午後5時～翌日午前9時、土曜日・日曜日・祝日の終日) |
| 収入の減少、仕事、住宅の家賃補助(住居確保給付金)などに関する事 | 昭島市暮らし・しごとサポートセンター ☎042-519-2033(平日の午前8時30分～午後5時15分) |
| 生活福祉資金制度の特例貸し付けに関する事 | 昭島市社会福祉協議会 ☎042-544-0388(平日の午前8時30分～午後5時15分) |
| 有給休暇、休業に関する賃金の支払い、退職、解雇、新型コロナウイルスに関連したハラスメント | 東京都労働相談情報センター(東京都ろうどう110番) ☎0570-00-6110(平日の午前9時～午後8時、土曜日の午前9時～午後5時) |
| 経営や雇用、国や東京都の支援策の手続きに関する事 | 昭島市事業者向けよろず支援相談 ☎0120-315567(8月31日までの平日の午前9時～午後5時) |
| さまざまな人権問題に関する事 | 法務省みんなの人権110番 ☎0570-003-110(平日の午前8時30分～午後5時15分) |
| 家庭内暴力に関する事 | DV相談+(プラス) ☎0120-279-889(毎日/24時間対応) |
| 児童虐待に関する事 | 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(毎日/24時間対応) |


※令和2年6月19日時点の情報です。

今年の夏も無理のない節電を


市民の皆さん一人ひとりが節電に取り組むことで、より大きな効果が生まれます。できることから始めてみませんか。
 (環境課計画推進係)

賢い節電7か条

1 冷蔵庫の庫内温度を「中」に設定する



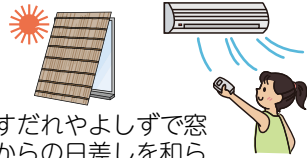
2 テレビを省エネモードに設定したり、画面の輝度を下げたりする
 設定次第で省エネに




3 電気便座の保温機能は使用しない




4 室温が28℃を上回らないようエアコンや扇風機などを上手に使う
 すだれやよしずで窓からの日差しを和らげるのも効果的!




5 家電製品などはこまめに省エネを実践する
 こまめに消そう!



6 猛暑日には、エアコンの使用を過度に抑制しない
 熱中症に注意!



7 省エネ・長寿命のLED照明を使う



電化製品を使用していないときはコンセントを抜いたり、エアコンのフィルターを定期的に掃除したりすることも節電につながります!



家庭での節電を応援

※ 昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金

設置に補助金を交付しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※ あきしま省エネ家計簿

毎月の電気などの使用量を記録できる「あきしま省エネ家計簿」のWeb版・アプリ版を配信しています。

下の二次元コードからアクセスしてください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



Web版はこちら▶



アプリ版はこちら▶

ご応募ください

いきいき健康ポイント制度 いきいき高齢者健康ポイント制度

健康でいきいきと過ごすためには、自分の健康を自分で守るという意識を持ち、予防を重視した健康づくりに努めることが大切です。また、自治会・ボランティアなどの地域活動や、生涯学習を積極的に行うことも、健康増進につながります。健康ポイント制度は、こうした取り組みを応援するためのものです。

運動をしたとき、健康診断を受けたとき、自治会活動や健康づくりに関するイベントに参加したときは、ポイントカードに記入しましょう。30ポイントをためて応募すると、抽選で景品が当たります。なお、65歳以上の方は、20ポイントで応募できます。

◎パンフレットを配布

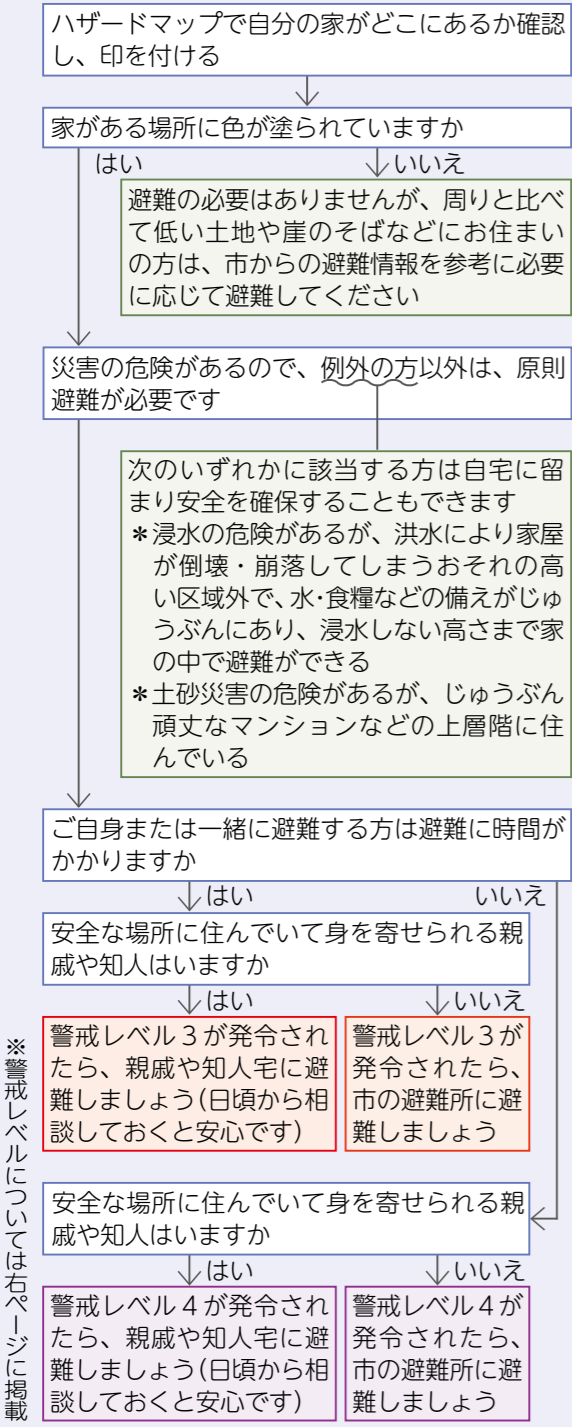
パンフレットを7月7日までに全世帯に配布します。
 あいぽつく、市役所総合案内カウンター、東部出張所、各



パンフレットを切り離して
 ポイントをためて応募

高齢者福祉センター、各市立会館、総合スポーツセンター、市民図書館、KOTORIホール(市民会館)・公民館でも配布しています(市ホームページからダウンロードも可)。制度について詳しく記載していますので、ぜひご覧ください。
 ☆詳しくは、健康係(あいぽつく内) ☎5445126へ。

あなたがとるべき 避難行動は？



道路の側溝の清掃を

落ち葉やごみ、土砂がたまったり、植木鉢や乗り入れブロックなどを置いたりすると、雨水の排水を妨げてしまいます。物を置かない、普段から掃除を心がけるなどのご協力をお願いします。

災害情報はこちらから

- 
市ホームページ
<https://www.city.akishima.lg.jp/>
- 
市公式ツイッター
 @akishima_196
- 
携帯メール情報サービス
<http://hp.m-mate.com/k/akishima/>
 災害、行方不明者、不審者などの情報を配信。事前の登録が必要です
- 
防災行政無線
 市内全域への放送。内容がよく聞き取れなかった場合は、電話応答サービス ☎0800-800-1875 (通話料無料) で確認できます
- 
NHKデータ放送
【テレビで見たい方】
 NHK(総合)テレビを表示→リモコンのdボタンを押す→「地域の防災・生活情報」を選択する
【ワンセグなどで見たい方】
 受信機の取扱説明書を参照してください
- 
Yahoo! 防災速報
 スマートフォンのアプリで災害情報を配信。メール版もあります

新型コロナウイルス感染症が心配！ 避難すべき？ 知っておくべき5つのポイント

危険な場所にいる方は避難することが原則です。「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、適切な避難行動を取りましょう。

- ① 避難とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる方まで避難する必要はありません
- ② 市のすべての避難所が開設するとは限りません。開設情報を市ホームページなどで確認しましょう
- ③ 市の避難所だけでなく、安全な場所にある親戚・知人宅に避難することも検討してください
- ④ マスク・消毒液・体温計が不足しています。できるだけ自分で携行してください
- ⑤ 豪雨時の移動は車での場合も含め危険です。浸水または崖崩れの被害に遭わないよう周囲の状況などを確認してください。また、やむをえず車中泊する場合も同様の注意が必要です

増える台風の被害

過去10年の平均を見ると、年間で約12もの台風が日本から300km以内に接近し、そのうち約4つが日本に上陸しています。昨年は房総半島台風(第15号)や東日本台風(第19号)が上陸し、関東地方にも大きな被害を及ぼしました。台風は、7月～10月にかけて最も多く発生します。お住まいの地域にどんな災害の危険性があるのかを改めて把握し、家族や地域で対策を立てておきましょう。



風水害に備えましょう

☆詳しくは、防災係へ。

昭島市洪水・土砂災害ハザードマップを全世帯に配布

近年、水害や土砂災害が頻発していることから、都が新たなシミュレーションを行い、残堀川流域浸水予想区域図や市内の土砂災害警戒区域を公表しました。これに基づき、市ではハザードマップを改定し、6月末までに全世帯に配布します。

災害の警戒レベルについて知っておこう

国は、洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合に、住民がとるべき行動などを5段階の警戒レベルに分けて示しています(下の表のとおり)。市では、警戒レベル3で「避難準備・高齢者等避難開始」を、警戒レベル4で「避難勧告」を発令します。なお、警戒レベル4で、緊急的に、または、重ねて避難を促す場合などは、「避難指示(緊急)」を発令します。これらの情報は、防災行政無線や市ホームページなどでお知らせします。左ページの「あなたがとるべき避難行動は？」をご覧ください。適切な避難行動をとってください。

| 警戒レベル | 発令・発表される情報 | 住民の皆さんにとっていただきたい行動 |
|-------|------------------------|---|
| 5 | 市長が災害発生情報を発令 | 命を守るための最善の行動を |
| 4 | 市長が避難勧告や避難指示(緊急)を発令 | 速やかに避難所などの安全な場所へ避難を |
| 3 | 市長が避難準備・高齢者等避難開始を発令 | 高齢者など避難に時間を要する方とその支援者は避難を。その他の住民は避難の準備を |
| 2 | 気象庁が洪水注意報や大雨注意報を発表 | ハザードマップなどを確認して、避難の準備を |
| 1 | 気象庁が早期注意情報(警報級の可能性)を発表 | 災害への心構えを高め、気象庁や市からの情報に注意を |

お住まいの地域の危険箇所や、いざというときに避難できる場所親戚や知り合いの家、市の避難所などを確認しておきましょう。市ホームページでもご覧いただけますが、災害時はアクセスが集中するため、事前のダウンロードをお願いします。

ジカ熱・デング熱の感染に注意

ジカ熱やデング熱は、ウイルスを持っていて蚊に刺されて感染します。人から人へ感染するのは、血液や体液によるものなど非常にまれな場合で、飛沫感染することはありません。

ジカ熱やデング熱について正しい知識を持ち、予防を心がけましょう。

☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。

ジカ熱とは

ジカウイルスを持っている蚊に刺されて感染します。

症状として、発熱、発疹、結膜炎、筋肉痛、関節痛、頭痛などが現れ、2〜7日で回復します。症状は軽く、また、出ないこともあるため、感染しても気づかない場合があります。特有の治療法はありません。

●日本国内での感染

感染は、中南米やアジア太平洋地域で多数報告されていますが、国内での例はありません。しかし、海外の流行地で感染

して国内で発症した例はありません。

●胎児への影響

母子感染による小頭症との関連性が疑われています。

小頭症とは、赤ちゃんが小さい頭で生まれるか、出生後に頭の成長が停止する状態をいい、治療法はありません。

現在調査が行われており、アメリカ疾病予防管理センター(CDC)や日本の国立感染症研究所では、詳しい結果が出るまで、妊婦の方は流行地への渡航を控えるよう呼びかけています。

●予防のために

ジカ熱に有効なワクチンはありません。海外の流行地への渡航を避けることが一番の予防策です。

流行地に渡航する場合は、厚生労働省検疫所ホームページや外務省海外安全ホームページなどで、事前に現地の状況を確認しておきましょう。

また、現地では、虫よけのスプレーなどを使用する、長袖や

長ズボンを着用してできる限り肌の露出を控えるなどして、蚊に刺されないよう注意しましょう。

●心配な場合は相談を

流行地から帰国する際、心配なことがある方は、空港などの検疫所で相談してください。

帰国後は、最寄りの保健所に相談してください。昭島市の担当は、多摩立川保健所 ☎042-524-5171です。

なお、詳しい情報は、厚生労働省や厚生労働省検疫所のホームページでもご覧いただけます。

デング熱とは

デングウイルスを持っている蚊に刺されて感染します。

すべての人が発症するわけではなく、蚊に刺されてから2〜15日の潜伏期間の後、高熱、発疹、筋肉痛、関節痛、頭痛などの症状が現れます。特有の治療法はありません。1〜2週間で回復に向かい、出血症状などの重症化はまれと言われています。

ています。

●日本国内での感染

デング熱の流行地で感染した人が、日本国内で蚊に刺された場合、感染する可能性があります。

●予防のために

デング熱に有効なワクチンはありません。予防のために、次のことを心がけましょう。

*蚊を増やさない

蚊は水がたまる場所に卵を産んで繁殖します。蚊が入らないよう、雨水タンクなどには蓋をしてください。家の外に置いてある用具・容器・鉢植えの皿などは、水がたまったままにならないように片づけましょう。水がたまる場所を片づけられない場合は、定期的に清掃したり水を換えたりする、必要に応じて薬剤を使用するなどして、蚊の繁殖を防ぎましょう。

また、蚊の生息場所をなくすため、やぶや雑草は定期的に取り除きましょう。

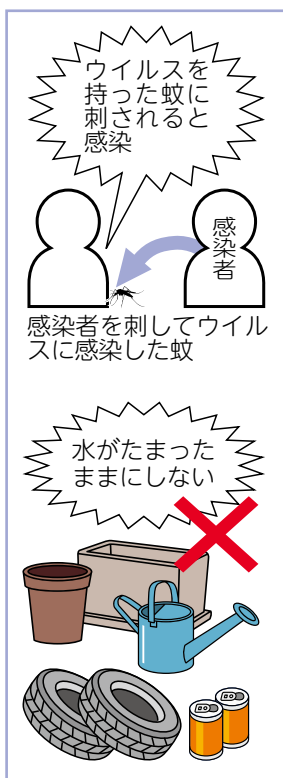
*蚊に刺されない

ウイルスを媒介する蚊は、5月中旬〜10月下旬、主に日中に活動します。屋外では長袖や長ズボンを着用してできる限り肌の露出を控える、虫よけのスプレーなどを使用する、網戸や防虫網などで屋内に蚊を入れないなどして、蚊に刺されないよう注意しましょう。

●心配な場合は受診を

症状が疑われる場合は、すぐに医療機関で受診しましょう。夜間・休日は、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」☎03-5272-0303(24時間受け付け)をご利用ください。

なお、詳しい情報は、厚生労働省や東京都感染症情報センターのホームページでもご覧いただけます。



献血にご協力を

一人ひとりの愛が、大切な生命を守ります。皆様のご協力をお願いします。

なお、実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、受け付け時に検温、及び手指の消毒を行います。

◇日時 7月15日(水)の午前10時～11時45分、午後1時～4時

◇場所 市役所北側出入口前

◇対象

*16～64歳の方

*65～69歳の方(60～64歳で献血したことのある方のみ)

☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。



春の叙勲、危険業務従事者叙勲、褒章

【叙勲】

◎瑞宝中綬章

*法務行政事務功労

村上清正さん(中神町)

◎旭日双光章

*地方自治功労

西野文昭さん(中神町)

【危険業務従事者叙勲】

◎瑞宝双光章

*警察功労

阿部正一さん(つつじが丘)

山口敬吉さん(中神町)

*薬事功労

石川忠弘さん(美堀町)

*防衛功労

石川美智雄さん(昭和町)

◎瑞宝単光章

*警察功労

松尾繁美さん(宮沢町)

【褒章】

◎藍綬褒章

*人権擁護功績

榊かおるさん(玉川町)

国民年金保険料の納付が困難な方へ 免除・納付猶予の制度をご利用ください

免除・納付猶予制度とは

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、免除または猶予される制度があります。

免除や猶予を受けないまま保険料を納めずにいると、障害のある状態になったり亡くなった場合、障害基礎年金が受けられないことがありますので、申請してください。

●免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が免除されます(要件あり)。

免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する「一部免除」があります。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。一部免除の承認を受けた方は、後日、年金事務所から送

付される一部免除額用の納付書で、納期内に納めてください。

免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されませんが、将来受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合に比べて少なくなります。

未納の場合は、受給資格期間に算入されません。

●納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます(要件あり)。

猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されませんが、将来受け取る年金額の計算には反映されません。

●保険料の追納

追納とは、免除・猶予期間から10年以内であれば、希望により後から保険料を納付できる制度です。

追納した期間は全額納付した期間と同じ扱いになり、将来受け取る年金の額を増やすことが

できます。

ただし、免除・猶予の承認を受けて3年度目以降は、当初の保険料に加算金が増えられますので、早めの追納がおすすめです。

申請の受け付けは7月1日から

今年度分(令和2年7月～3年6月分)の免除または納付猶予を希望する方は、7月1日以降に市役所年金係または東部出張所で申請してください。後日、年金事務所から結果通知が届きます。

昨年度分(元年7月～2年6月分)について全額免除または納付猶予の承認を受け、既に継続を希望した方は、申請する必要はありません。

申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請できます。

ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

●問い合わせ先

*申請書の提出 市役所年金係
*免除・猶予の承認、納付書の送付、追納の申し込み 立川年金事務所 ☎042-523-0352

国民健康保険制度のお知らせ

■納税通知書を送付

国民健康保険税(以下、保険税)の納税通知書を7月上旬に発送します。届かない場合は、保険係までご連絡ください。納付書・口座振替による納付は年8回です。納期内の納付をお願いします。

なお、保険税の計算は表1のとおりです(年度途中で加入・脱退する場合は月割で計算)。

税制改正に伴い、令和2年度分の保険税から、課税限度額が一部引き上げられました。

表1 1世帯当たりの保険税の計算(年額)

| 区分 | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金分 | 介護納付金分 |
|-------------------------------|----------|-----------|----------|
| 所得割(平成31年1月～令和元年12月の所得に対して計算) | 税率 5.60% | 税率 2.25% | 税率 1.70% |
| 均等割(国保加入者1人につき定額) | 2万7500円 | 1万1500円 | 1万4500円 |
| 課税限度額 | 63万円 | 19万円 | 17万円 |

※介護納付金分は、40～64歳の方が対象です。
※赤字部分が、税制改正に伴う変更点です。

表2 年金受給額からの差し引き

| | | |
|-----|-----|---|
| 仮徴収 | 4月 | 平成31年1月～令和元年12月の所得が確定するまでは、平成30年中の所得で仮算定した保険税を差し引きます。 |
| 本徴収 | 10月 | 平成31年1月～令和元年12月の所得が確定した後は、年間保険税額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて差し引きます。 |
| | 12月 | |
| | 2月 | |

表3 所得による均等割額の軽減

| 軽減割合 | 合計所得金額 |
|------|-------------------------|
| 7割 | 33万円以下 |
| 5割 | 33万円+(28万5000円×被保険者数)以下 |
| 2割 | 33万円+(52万円×被保険者数)以下 |

※赤字部分が、税制改正に伴う変更点です。

■保険税のお知らせは世帯主に送付

保険税の納税義務者は世帯主です。そのため、世帯主が国民健康保険(以下、国保)ではなく、社会保険などに加入している場合、世帯員が国保に加入している場合、保険税のお知らせは世帯主宛てに送付します。

■年金受給額からの差し引き

次のすべてに該当する方は、表2のとおり、世帯主の老齢基礎年金などの受給額から保険税を差し引きます(申請により口

座振替での納付も可)。

*国保に加入している世帯主及び世帯員全員が65～74歳

*差し引きの対象となる年金の受給額が年額18万円以上

*介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の2分の1以下

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした世帯の保険税を減免

保険税の免除または減額をする制度があります。詳しくは、2ページをご覧ください。

社会保険から後期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者の保険税を減免

会社の保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、65歳以上の被扶養者が新たに国保に加入した場合、均等割額が半額となり、所得割額は全額免除されます。減免措置を受けるには、市役所保険係へ申請してください。

非自発的失業者の保険税を軽減

会社の都合などにより65歳未満で離職し、雇用保険受給資格者証の離職理由に記載されている番号が、11、12、21、23、31

34の方は、保険税を計算するときの給与所得が70%減額されます。減額措置を受けるには、市役所保険係へ申請してください。申請には、雇用保険受給資格者証と、保険証が必要です。

軽減の期間は、離職した日の翌日の月から翌年度末までです。

所得金額による軽減

被保険者全員と世帯主の合計所得が一定金額以下の世帯は、均等割額が表3のとおり軽減されます。申請の必要はありません。

税制改正に伴い、2年度分の保険税から、一部拡大されました。

■子どもの均等割額を軽減(昭島市独自の軽減)

国保に加入する18歳以下の方のうち、2人目の均等割額を半額に、3人目以降の均等割額を9割軽減します。申請の必要はありません。

ただし、所得金額による軽減の対象となる世帯は、所得金額による軽減を優先し、その軽減額が昭島市独自の軽減よりも少ない場合は、差額を軽減します。

なお、18歳とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方のことをいいます。

■新しい高齢受給者証を送付

現在交付している高齢受給者証の有効期限は7月31日です。

前年の収入により負担割合を再判定し、8月から使用できる受給者証を7月下旬に送付します。

有効期限の過ぎた受給者証は、市役所保険係、東部出張所、あいばつくのいずれかへの返却にご協力ください。

限度額適用認定証と減額認定証の更新

認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も利用を希望する方、新たに必要の方は、市役所保険係へ申請してください。

なお、新しい認定証の発行は7月下旬からです。

加入や脱退は届け出を

保険税は、加入手続きをした月からではなく、資格を得た月から納めていただきます。手続きが遅れた場合は、遡って納めることとなります。

また、会社などの健康保険に加入したときは、変更のあった日から14日以内に市役所保険係へ資格喪失届を提出し、国保をやめる手続きをしてください。☆詳しくは、保険係へ。

後期高齢者医療制度のお知らせ

■保険料決定通知書を送付

保険料決定通知書を7月中旬に発送します。なお、保険料は、原則、老齢基礎年金などの受給額から差し引きます。年金受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替などで納めます。

■保険料のしくみ

保険料は、図1のとおり、加入者全員が均等に負担する均等

図1 後期高齢者医療制度の保険料の計算

保険料 = 均等割額 + 所得割額
(限度額64万円) (年額4万4100円)

▼所得割額の計算

給与所得、雑所得(年金など)、配当所得、一時所得などの合計額
※退職所得を除く
賦課のもととなる所得

- 基礎控除額 (33万円)

× 所得割率 8.72%

※賦課のもととなる所得とは、保険料の計算のもととなる所得です。

表1 均等割額の軽減

| 総所得額が下の基準を超えない世帯 | 軽減割合 |
|--|-------|
| 基礎控除額(33万円) | 7.75割 |
| このうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない | 7割 |
| 基礎控除額(33万円) + (28万5000円 × 被保険者の数) | 5割 |
| 基礎控除額(33万円) + (52万円 × 被保険者の数) | 2割 |

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得から更に高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計額です。

●所得に応じて保険料を軽減
均等割額の軽減は表1、所得割額の軽減は表2のとおりです。

●会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料を軽減
制度に加入する前日まで会社の健康保険など(国民健康保険、国民健康保険組合を除く)の被扶養者であったため自分で保険料を納めていなかった方は、所得割額が無料になるほか、均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減されます。

表2 所得割額の軽減

被保険者本人の賦課のもととなる所得金額が20万円までの方を対象に、保険料を軽減します。

| 賦課のもととなる所得金額 ※()内は年金収入のみの場合 | 軽減割合 |
|------------------------------|------|
| 15万円(年金収入168万円)まで | 5割 |
| 20万円(年金収入173万円)まで | 2.5割 |

※賦課のもととなる所得金額の計算は、図1のとおりです。

●3割負担の方でも条件により1割負担に
3割負担の方でも、表4のとおり、申請の翌月から負担割合が1割になる場合があります。該当すると思われる方には、

●医療費の自己負担割合は1割または3割
医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、1割または3割です。この負担割合は、表3の判定基準により、毎年8月1日に見直します。

表3 自己負担割合判定基準

| 被保険者の令和2年度住民税課税所得 | 所得区分 | 負担割合 |
|----------------------------|---------|------|
| 145万円未満 | 一般 | 1割 |
| 145万円以上(または、その方と同じ世帯の被保険者) | 現役並み所得者 | 3割 |

「現役並み所得者」でも、表4の基準に該当する場合は、1割になります(要申請)。

7月初旬までに申請書を送付しますので、市役所後期高齢者医療係に提出してください。1月1日現在市内にお住まいでない方、市・都民税、所得税の申告をしていない方は、収入額の分かる書類の写しなども必要です。

カードサイズの新しい保険証を送付
現在交付している保険証の有効期限は7月31日です。新しい保険証は7月中旬に送付します。

限度額適用・標準負担額減額認定証を送付
世帯全員が住民税非課税の場合に、申請により交付されます。入院時の食事代と、保険適用の医療費の自己負担分が減額されます(申請した月の初日の世帯状況で判定し、申請した月の初

表4 収入額による負担割合判定基準

| 同じ世帯にいる後期高齢者医療被保険者 | 平成31年1月～令和元年12月の収入額(必要経費などを差し引く前の金額) | 負担割合 |
|--------------------|--------------------------------------|------|
| 1人 | 383万円未満(※) | 1割 |
| 2人以上 | 合計額が520万円未満 | 1割 |

※383万円以上の方でも、同じ世帯に70～74歳で国民健康保険、または、会社などの健康保険の加入者がいる場合は、合計額が520万円未満であれば1割の負担です。

医療費の自己負担割合が3割の方にも条件により限度額適用認定証を交付
同じ世帯に住民税が課税されている方がいる場合でも、世帯全員の住民税課税所得が690万円未満であれば、申請により認定証が交付されます。

必要なのは、市役所後期高齢者医療係へ申請してください。☆詳しくは、後期高齢者医療係へ。

日まで遡って認定)。
現在交付している認定証の有効期限は7月31日です。既にお持ちの方で、8月以降も基準を満たしている場合は7月下旬に新しい認定証を送付します。新たに必要なのは、市役所後期高齢者医療係へ申請してください。

介護保険制度のお知らせ

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

第1号被保険者の保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき改定されます。介護予防サービスなどの利用見

込みに応じて算定されるため、サービスの利用量が増加の傾向にあれば保険料が上がり、減少の傾向にあれば下がります。令和2年度の保険料は、左の表のとおりです。負担能力に

じて、15段階に分けています。また、第1〜第3段階については、公費により保険料負担を軽減しています。なお、40〜64歳の健康保険加入者(第2号被保険者)の保険料は、算定や徴収などのしくみが第1号被保険者とは異なります。また、加入している健康保険会

▼第1号被保険者の介護保険料(令和2年度)

| 所得段階 | 所得判定基準 | 上段：月額 下段：年額 |
|---------------------|---|---------------------|
| 第1段階 (基準額×0.30) | *生活保護受給者 *中国残留邦人等の支援給付受給者 *老齢福祉年金受給者 *本人の前年の合計所得金額(※1)+課税年金収入額(※2)-年金所得=80万円以下 | 1815円 2万1780円 |
| 第2段階 (基準額×0.37) | *本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額-年金所得=120万円以下 | 2238円 2万6862円 |
| 第3段階 (基準額×0.63) | *本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額-年金所得=120万円超 | 3811円 4万5738円 |
| 第4段階 (基準額×0.85) | *本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額-年金所得=80万円以下 | 5142円 6万1710円 |
| 第5段階 (基準額) | *本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額-年金所得=80万円超 | 6050円 7万2600円 |
| 第6段階 (基準額×1.10) | *本人の前年の合計所得金額が120万円未満 | 6655円 7万9860円 |
| 第7段階 (基準額×1.15) | *本人の前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満 | 6957円 8万3490円 |
| 第8段階 (基準額×1.20) | *本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満 | 7260円 8万7120円 |
| 第9段階 (基準額×1.50) | *本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満 | 9075円 10万8900円 |
| 第10段階 (基準額×1.70) | *本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満 | 1万285円 12万3420円 |
| 第11段階 (基準額×1.90) | *本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満 | 1万1495円 13万7940円 |
| 第12段階 (基準額×2.20) | *本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満 | 1万3310円 15万9720円 |
| 第13段階 (基準額×2.50) | *本人の前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満 | 1万5125円 18万1500円 |
| 第14段階 (基準額×2.75) | *本人の前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満 | 1万6637円 19万9650円 |
| 第15段階 (基準額×2.85) | *本人の前年の合計所得金額が1500万円以上 | 1万7242円 20万6910円 |

※1 合計所得金額=収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額で、扶養・医療費控除などの所得控除をする前の金額
 ※2 課税年金収入額=老齢・退職年金などの課税対象となる年金で、課税対象とならない遺族・障害年金を除く

社の健康保険や国民健康保険などによっても異なります。詳しくは加入している健康保険の問い合わせ先に確認してください。
保険料の納入(決定)通知書を7月中旬までに送付

保険料を納付書で納付する方には、納入通知書を送付します。7月分(第1期)の納期限は7月31日(金)です。
座振替で納付する方、年金受給額から差し引かれる方(年額18万円以上の年金受給者)には、決定通知書を送付します。

なお、これらは70歳以上の方が東京都シルバーパスを申請する際に所得証明となりますので、大切に保管してください。
保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなどの場合、免除または減額をする制度があります。詳しくは、2ページをご覧ください。
 また、次のいずれかに該当する方にも減免や納付期間の猶予の制度があります。申請方法など詳しくは、問い合わせください。

*震災・風水害・火災などで、住宅や家財などの財産に著しい損害を受けた

*生計維持者の死亡や長期間の入院など、やむをえない理由で収入が著しく減少した
 *事業や業務の休廃止、失業、天候不順による農作物の不作などの理由で、生計維持者の収入が著しく減少した
 *世帯の収入が、一定の基準に満たない

保険料を納めずにいると
 介護サービス利用料の自己負担割合は通常1割〜3割で、残額が介護保険から給付されますが、保険料を滞納すると次のとおり制限されます。

①1年以上の滞納⇒介護サービス利用料が全額自己負担となる。申請することで保険給付分が払い戻される




②1年6か月以上の滞納⇒①と同様に制限。ただし、払い戻される分から、滞納している保険料が差し引かれる

③2年以上の滞納⇒介護サービス利用料の自己負担割合が一定期間3割(自己負担が3割の方は4割)となるほか、高額介護サービスなどが受けられなくなる
 ☆詳しくは、介護福祉課保険料担当へ。

令和元年度下半期 水道事業の経営状況

令和元年度下半期(元年10月1日～2年3月31日)の業務と経理の状況をお知らせします。
 ☆詳しくは、水道部業務課 ☎543-6111へ。

給水人口と配水状況

| | | |
|-------|---|---|
| ●給水人口 |  | 平成30年度下半期 11万3359人 令和元年度下半期 11万3609人 (前年度比 +250人 +0.2%) |
| ●給水世帯 |  | 平成30年度下半期 5万4058世帯 令和元年度下半期 5万4668世帯 (前年度比 +610世帯 +1.1%) |
| ●配水量 |  | 平成30年度下半期 630万8230m ³ 令和元年度下半期 628万2870m ³ (前年度比 -2万5360m ³ -0.4%) |

※有収水量(料金の対象となる配水量)は601万7700m³です。

企業債(借入金)の推移

企業債とは水道施設の建設や改良のために借り入れるお金のことです。下半期は、新たな企業債はなく、償還金1178万円(元金1081万円、利息97万円)を支払いました。

| | |
|----------------|--------|
| ●現在高(元金) | |
| 平成31年3月末 | 4297万円 |
| 令和2年3月末 | 2168万円 |
| ●給水人口1人当たりの現在高 | |
| 平成31年3月末 | 379円 |
| 令和2年3月末 | 191円 |

経理の状況 (消費税抜き)

収益的収支 (水道料金などによる収入と家庭に水を送るために必要な経費)

| | |
|-------------------------------------|---|
| 【収入 11億2131万円】 | 【支出 10億2634万円】 |
| 営業収益 9億4687万円 水道料金による給水の収益 | 営業費用 10億2475万円 原水及び浄水費、配水及び給水費、設備修繕費、減価償却費など |
| 営業外収益 6201万円 預金利息、下水道使用料受託徴収収益など | 営業外費用 159万円 企業債の借入れ利息など |
| 特別利益 2731万円 退職給付引当金戻入 | |

資本的収支 (古くなった水道施設の改良や新しい施設の設置のために必要な経費)

| | |
|-----------------------------------|--|
| 【収入 1658万円】 | 【支出 4億5123万円】 |
| 負担金など 1658万円 工事経費のうち市や企業が負担する分 | 建設改良費用 4億4043万円 配水管の布設工事費など ※水道水の安定給水と有効利用や、災害に強い水道施設の整備のために、西部配水場導水管・送水管改良工事などを行いました。 |
| | 企業債償還金 1080万円 企業債の元金 |

心身障害者自動車ガソリン費等助成を受けている方へ
 請求は7月10日まで

助成を受けている方は、請求書に押印のうえ、令和2年4月1日～6月30日に自動車に給油した際の領収書を添付し、市役所障害福祉係、あいぼっく、東部出張所のいずれかに提出してください。

なお、新型コロナウイルスの

感染拡大防止のため、2年1月1日～3月31日の給油分を請求できなかった方は、今回に限りまとめて提出できます。締め切り日を過ぎると受け付けできませんので、注意してください。

☆詳しくは、障害福祉係へ。

市・都民税について所得控除や税額控除の申告漏れはありませんか

所得控除や税額控除の申告をすると、市・都民税額が下がる場合がありますので、申告してください。

なお、申告は郵送でも受け付けます。

◇対象 次のいずれかに該当する方

- *年金受給者で、納付書により国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを納めている
- *給与所得者で、年末調整をしていない
- *申告していない所得控除がある

◇所得控除の種類 雑損、医療費、社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寡婦・寡夫、勤労学生、障害者、配偶者、配偶者特別、扶養

◇税額控除の種類 寄附金

* * * * *
 寡婦・寡夫または障害のある方の所得金額が125万円以下(給与収入では204万3999円以下)である場合、市・都民税が非課税になることがあります。
 ☆詳しくは、市民税係へ。



くらし

●農産物即売会 いずれもなくなり次第終了/雨天実施

●場所▽7月4日(土)・18日(土)の午後2時から⇨東中神駅前交番隣 ▽7月11日(土)・25日(土)の午後2時から⇨昭島駅南口商店会館前 ▽日曜日の午前8時40分頃から⇨田中団地第2集会所前広場 ▽水曜日の午後3時40分頃から⇨田中団地第2集会所前広場 ▽平日の午前9時〜午後3時⇨農産物直売所「みどりっ子」(都市農業担当)



●今月の納期 固定資産税・都市計画税第2期分と国民健康保険税第1期分の納期限は、7月31日(金)です。〈納税課〉

●納税の休日窓口を開設 日時 7月18日(土)の午前9時〜午後4時 場所 市役所納税課 取り扱います。都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(納税課)

●納税は便利で確実な口座振替で 市税等収納取扱金融機関ま

たは市役所納税課で、振替を希望する納期限の45日前までに手続きしてください。〈納税課〉

●放射性物質などの測定結果 詳しくは、各担当に問い合わせてください。また、市ホームページにも掲載しています。

◎水道の放射性物質⇨5月13日採水分は、ヨウ素131・セシウム134・セシウム137のいずれも検出限界値を下回り、不検出でした。〈水道部浄水係 ☎5436111〉

◎空間放射線量⇨ブロックごとに毎月場所を替えて測定します。5月の結果は左の表のとおりです。〈環境保全係〉

▼空間放射線量測定結果(7地点)

| ブロック | 測定地点 | 測定日 | 100cm | 5cm |
|------|------------|------|-------|-------|
| | 光華小(定点測定) | 5/27 | 0.040 | 0.040 |
| 1 | 小荷田児童遊園 | 5/27 | 0.052 | 0.061 |
| 2 | 松原町三丁目児童遊園 | 5/27 | 0.057 | 0.056 |
| 3 | 富士見丘小 | 5/27 | 0.037 | 0.036 |
| 4 | 中宿こどもの広場 | 5/27 | 0.051 | 0.051 |
| 5 | 清泉中 | 5/27 | 0.046 | 0.048 |
| 6 | 睦会児童遊園 | 5/27 | 0.047 | 0.047 |

※距離は地上からの高さ、単位はマイクロシーベルト/時間です。

●樹木散布用殺虫剤の使用は控えましょう 健康や環境への影響を防ぐため、害虫はできるだけ殺虫剤を使用しない方法で駆除してください。早めに発見す

れば、害虫が付いた葉や枝を切り落とし、ごみとして出すことで駆除できます。やむをえず殺虫剤を使用する場合は、事前に近隣の方へ周知してください。樹木の点検をして害虫を早期発見し、地域ぐるみで環境を守りましょう。〈水と緑の係〉



審議会・委員会

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、傍聴はできる限りご遠慮ください。

●男女共同参画プラン審議会 日時 7月8日(水)の午後6時30分から 場所 アキシマエンス校舎棟 傍聴直接会場へ 〈男女共同参画センター(アキシマエンス校舎棟内) ☎5192277〉

●教育委員会定例会 日時 7月17日(金)の午後2時30分から 場所 市役所3階庁議室 傍聴直接会場へ 〈教育委員会庶務課〉

●障害者自立支援推進協議会 日時 7月30日(木)の午後6時30分から 場所 市役所3階庁議室 傍聴市役所西側出入口から直接会場へ 〈障害福祉係〉

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ 交通事故などに遭ったときは届け出を

交通事故など第三者から受けたけがで医療機関を受診する場合、届け出をすることで保険証を使って治療を受けることができます。

受診の際、事故によるけがであることを医療機関に申し出たうえ、市役所保険係または後期高齢者医療係にも必ず連絡してください。

後日、必要書類を送付しますので、事故に遭った日から30日以内に届け出てください。

なお、交通事故によるけがの場合は交通事故証明書が必要ですので、必ず警察署に事故の届け出をしてください。

☆詳しくは、国民健康保険は保険係、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療係へ。

第38回 核と平和を考える市民のじょうじ

戦争の悲惨さが人々の記憶から薄れていく中、改めて、平和の大切さ、命の尊さを考えてみませんか。

☆詳しくは、企画政策課へ。

◎映画会「父と暮せば」 広島原爆被害を背景に、父と娘の心温まる物語を描いた作品です(入場無料)。

◇日時 8月1日(土)の午前10時〜正午、または、午後1時30分〜3時30分

◇場所 市役所1階市民ホール

◇定員 各40人(申込順)

◇申し込み 7月2日から次のいずれかの方法で

◇期間 市役所市民ロビー

◎パネル展

◇期間 *原爆と人間展⇨7月31日(金)〜8月6日(木)の平日

*東京大空襲ほか⇨8月7日(金)〜14日(金)の平日

※時間は、いずれも午前8時30分〜午後5時です。



福祉・健康

●心身障害者福祉手当の現況届の提出を 現在受給中の方(支給停止中の方を含む)に現況届を送付します。必要事項を記入し、7月31日までに提出してください。提出のない場合、受給できなくなる場合があります。所得を確認しますので、令和2年1月2日以降に転入した方は、前住所地で発行した令和2年度課税(非課税)証明書を添付してください。平成31年1月～令和元年12月の所得を申告していない方は、市役所市民税係で申告してください。〈障害福祉係〉

●原爆被爆者に見舞金を支給 対象市内に住民登録があり、原爆被爆者健康手帳を持つ方 支給年額1万円を8月上旬に振り込み 申請原爆被爆者健康手帳、金融機関の預金通帳、印鑑を持って、市役所障害福祉係で ※受給中の方は申請不要 〈障害福祉係〉

●子育てグループネットワーク 市内の子育てグループや市などが協働して子育て支援活動を展開する子育てグループネットワーク連絡会が、グループ間での情報交換や子育て情報の提供を行います。お子さんを連れての参加もできます(申込不要)。日時7月10日(金)の午後6時～7時 場所アキシマ エンシス校舎棟



あいぽくく
健康係・地域保健係
子育て世代包括支援センター
544 5126
543 7303
※申し込みは、午前8時30分から

子ども家庭支援センター
543 9046

●気管支ぜんそくなどの受診料を助成 東京都大気汚染医療費助成制度 対象都内に1年(3歳未満の方は6か月)以上居住し、気管支ぜんそくなどにかかっている18歳未満の方 申請書(あいぽくく、東部出張所、市役所福祉総務係にあり)を健康係へ

介護保険負担割合証を送付

要介護認定、及び、要支援認定を受けている方を対象に、介護サービス利用料の自己負担割合を示す証明書を、7月下旬に送付します。介護サービスを利用するときは、介護保険証と一緒に提示してください。

なお、有効期間は、8月1日～令和3年7月31日です。☆詳しくは、介護保険係へ。

学習サロン(日曜学習会)を開催

市内在住の小学生～高校生を対象とする、居場所づくりを兼ねた学習の場です。ボランティアが学習の支援を行います。学習用具を持ってぜひ参加してください(参加費無料/申込不要)。

◇日時 日曜日(年末年始を除く)の午前10時～正午

◇場所 緑会館

☆詳しくは、福祉総務課へ。

第70回社会を明るくする運動

社会を明るくする運動とは、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

法務大臣から委嘱を受けた保護司が中心となって進めているもので、犯罪や非行をした人への指導・助言や就労援助などのほか、地域において犯罪や非行の予防活動などに取り組んでいます。

7月の強調月間にちなみ、横断幕の掲示などを行います。☆詳しくは、社会を明るくする運動昭島市推進委員会事務局(市役所福祉総務係内)へ。

令和2年度自治会連合会役員を決定

下の表のとおり役員を決定しました。

自治会は、安全・安心で住みよい地域社会をつくるための住民による自主的な組織です。自治会に加入して、住みよい地域づくりの活動に参加しませんか。

加入を希望する方、お住まいの区域の自治会が分からない方は、問い合わせてください。☆詳しくは、市民活動推進係へ。



▼自治会連合会役員 (敬称略)

| 役職名 | 氏名 | 役職名 | 氏名 |
|------|------------|-------------|------------|
| 会長 | 中島 岩雄 * | 常任委員 | 堀 賀雄 (9) |
| 副会長 | 宮崎 正雄 * | | 石川 勝己 (10) |
| | 横山 四郎 (19) | | 下田 和弘 (11) |
| | 高橋 靖和 (12) | | 本多 忠信 (14) |
| 会計 | 柳井 俊男 (17) | | 藤田 浩行 (15) |
| | 田中 近江 (13) | | 立山美佐枝 (16) |
| 常任委員 | 志村 和亮 (1) | | 中村 欣吾 (18) |
| | 新藤 克明 (2) | | 扇谷 卓見 (20) |
| | 三田 幾一 (3) | | 堀 博詞 (21) |
| | 中里 恒夫 (4) | | 家田 邦夫 * |
| | 山口 晋 (5) | 伊藤 喜良 * | |
| | 角田 誠一 (6) | 宮田 次朗 * | |
| | 刈屋 重男 (7) | 相談役員 山内 忍 * | |
| | 野口 馨 (8) | 委員 | |

※()内は担当ブロックです。
※表内の委員のほか、*の方も委員です。

7月の水道修理当番店

(宅地内の漏水/有料)

| | 当番店 | 電話番号 |
|---------|-------|----------|
| 1日～5日 | 浅井設備 | 541-1987 |
| 6日～12日 | 奥山設備 | 543-5491 |
| 13日～19日 | 原島組 | 546-5659 |
| 20日～26日 | 中村工業所 | 541-0161 |
| 27日～31日 | 石川工業所 | 541-1129 |

☆詳しくは、水道部業務課☎543-6111へ。

7月の乳幼児健診

(受診票を持って、個別に指定医療機関で受診を)

| 健診名 | 対象 |
|-----------------|-------------|
| 3～4か月児健診 | 令和2年3月生まれ |
| 6～7か月児健診 | 令和2年1月生まれ |
| 9～10か月児健診 | 令和元年10月生まれ |
| 1歳6か月児健診(内科・歯科) | 平成30年12月生まれ |
| 3歳児健診(内科・歯科) | 平成29年6月生まれ |

☆詳しくは、子育て世代包括支援センター(あいぽっく内)☎543-7303へ。

7月の相談

☎は予約制/相談は無料
祝日は休み

※新型コロナウイルス感染症に関する相談は、2ページへ。
※表以外の相談は、広聴担当☎544-5122へ。

■予約は広聴担当☎544-5122へ(当面、電話相談のみ)。

| | |
|-----------------|--|
| 法律相談☎ | 3日(金)・14日(火)の午前9時～正午 午後1時30分～4時30分 17日(金)・20日(月)・30日(木)の午前9時～正午 11日(土)・22日(水)の午後1時30分～4時30分 |
| 行政相談☎ | 9日(木)の午後1時30分～4時30分 |
| 交通事故相談☎ | 21日(火)の午後1時30分～4時 |
| 司法書士相談(相続・登記等)☎ | 8日(水)の午後1時30分～4時30分 |
| 相続・遺言等暮らしの相談☎ | 15日(水)の午後1時30分～4時30分 |
| 不動産相談☎ | 28日(火)の午後1時30分～4時30分 |

■相談場所：あいぽっく/予約は各担当へ。

| | | |
|------------|--|---------------|
| 助産師相談☎ | 木曜日の午前9時20分～正午 | 子育て世代包括支援センター |
| にんしんSOS相談 | 平日の午前8時30分～午後5時 | |
| 乳幼児食個別相談☎ | 15日(水)の午前9時10分～正午、22日(水)・28日(火)の午前9時10分～午後4時 | |
| 乳幼児個別歯科相談☎ | 21日(火)・29日(水)の午前9時～正午 | |
| 保健栄養相談☎ | 17日(金)の午前9時15分～正午 | 地域保健係 |
| 女性の健康相談☎ | 16日(木)の午後1時30分～3時30分 | |
| こころといのちの相談 | 平日の午前8時30分～午後5時 ※予約した方を優先 | |

■相談場所：アキシマエンス校舎棟/予約は各担当へ。

| | |
|---------------|--|
| 女性悩みごと相談☎ | 水曜日の午後1時～4時 (男女共同参画センター☎544-5130) |
| 母子・女性相談☎ | 平日の午前8時30分～午後5時15分 (男女共同参画センター☎519-2277) |
| 教育・発達総合相談☎ | 平日の午前9時～午後5時 (児童発達支援担当☎519-2247、特別支援教育係☎519-2290) |
| 子育て相談 | 平日の午前9時～午後7時 (受け付けは6時30分まで) (子ども家庭支援センター☎543-9046) |
| 子ども子育て利用者支援相談 | 月・水・木曜日の午前9時～正午・午後1時～4時30分(受け付けは4時まで) (子ども子育て利用者支援ぽっく☎519-2218) |

■相談場所：市役所内相談室/予約は各担当へ。

| | |
|-------------|--|
| 人権の上相相談☎ | 27日(月)の午後1時30分～4時30分 ※新型コロナウイルス感染症に関する人権問題のみ受け付け (広聴担当☎544-5122) |
| オンブズパーソン相談☎ | 1日(水)・15日(水)の午前9時～正午、10日(金)・31日(金)の午後1時30分～4時30分 (オンブズパーソン・人権担当☎544-4501) |
| 精神保健福祉一般相談☎ | 平日の午前9時～午後5時 (障害福祉係☎544-5111(代)) |

■その他

| | |
|---------------|--|
| 男性悩みごと相談☎ | 15日(水)・22日(水)の午後4時30分～7時30分 (男女共同参画センター☎544-5130) |
| いじめ相談ホットライン | 平日の午前9時～午後5時 (いじめ専門電話相談ダイヤル☎543-7633) |
| AKISHIMAキッズナー | 平日の午前9時～午後6時30分 ※18歳未満の子ども専用電話相談 (AKISHIMAキッズナー☎0120-678-044) |
| 子育て相談 | 平日の午前8時30分～午後5時(受け付けは4時45分まで)、土曜日の午前9時～午後4時(受け付けは3時45分まで) (子育てひろばなしのき(なしのき保育園内)☎543-6716) 平日の午前8時30分～午後5時(受け付けは4時45分まで) (子育てひろばほりむこう(旧堀向保育園内)☎541-2277) |
| 子ども子育て利用者支援相談 | 平日の午前8時30分～午後5時(受け付けは4時45分まで) (子ども子育て地域支援担当☎544-4190) |
| 消費生活相談 | 平日の午前9時～正午・午後1時～4時 ※当面、電話相談のみ(消費生活センター☎544-9399) |
| あきしま雇用・労働相談 | 11日(土)の午前10時～午後3時 ※相談場所は市民交流センター/予約した方を優先 (産業振興係☎544-5111(代)) |
| 認知症初期相談 | 平日の午前8時30分～午後5時15分 (介護福祉課☎544-4148) |
| 生活相談 | 平日の午前8時30分～午後5時15分 ※収入の減少、仕事、住宅の家賃補助などに関すること (くらし・しごとサポートセンター☎519-2033) |
| 心配ごと相談 | 水曜日の午後2時～4時 ※相談場所はあいぽっく (社会福祉協議会☎544-0388) |
| 福祉法律相談☎ | 3日(金)・17日(金)の午後1時30分～4時30分 ※成年後見などの相談/相談場所はあいぽっく (地域福祉・後見支援センターあきしま(社会福祉協議会内)☎544-0388) |

次の相談については、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、6月19日現在、実施を中止しています。再開が決まり次第「広報あきしま」や市ホームページでお知らせします。詳しくは、問い合わせください。

※創業ワンストップ窓口相談＝産業振興係☎544-5111(代)

※育児相談＝子育て世代包括支援センター☎543-7303

※税務相談＝市民税係☎544-4122



市民の ひろば

市民のグループ活動などを掲載しています(政治・宗教・営利活動などを除く)。なお、会員募集は入会金を掲載していません。掲載の申込書(市役所広報係にあり/市ホームページからダウンロードも可)は、当面、郵送でも受け付けます。

◇宛先 〒196-8511 市役所広報係
「催し」の掲載申し込みの締め切り日
9月1日号=8月3日(月)(必着)
9月15日号=8月17日(月)(必着)
☆詳しくは、広報係へ。

会員募集

●さーくるオズ(子育て支援)

第1土曜日の午後0時30分からあいぽっくで。茶会で、心身の発達に特別な支援が必要なお子さんについての情報交換を。1回200円。小澤☎090-7704-7333

●自分史を学ぶ会あしあと

第3水曜日の午後1時30分から公民館で。昭和と平成を生きたあかしを会誌にまとめる(年1回発刊)。初心者歓迎。月1500円。渡部☎543-4406

●骨盤調整ヨガRemiyu 水曜日(月3回)の午後7時30分から武蔵野会館で。見学・体験あり。月2000円。吉岡☎090-4009-6377

●夜のビューティフルフラ(フラダンス) 第1・第3・第4火曜日の午後7時30分から昭和会館などで。見学・体験あり。月3000円。尾越☎090-4814-8944(夜間)

●昭島囲碁クラブ石友会 土曜日の午後1時から勤労商工市民センターで。椅子席あり。旅行・懇親会・他団体との試合への参加可。初級者・女性の方歓迎。月1000円。桑原☎090-4001-6463

その他

●介護職員初任者研修「コスモス昭島」
▽第1回=7月27日~9月25日(全20回)、▽第2回=10月2日~11月25日(全20回)。いずれも地域保健企画ビル

(立川市)で。15歳以上の方を対象。介護職員初任者研修修了者の資格取得を目指す。参加費9万9940円(テキスト代含む)。事前に要申込。同施設☎545-1483



官公署 だより

■東京消防庁救急相談センターの活用を「昭島消防署」 急な病気やけがで、救急車を呼ぶか病院に行くか迷ったときは、東京消防庁救急相談センター☎#7119(年中無休/24時間対応)の活用を。医師、看護師、救急隊経験者などが相談に応じます。同署☎545-0119

■詐欺に注意「東京都主税局総務課」 都税事務所の職員を装って、個人情報や金銭をだまし取る詐欺が発生しています。不審に思ったら対応せず、すぐに連絡してください。同課☎03-5388-2925

■あきしま町あるき~水辺と森林浴のリフレッシュコース~「昭島観光まちづくり協会」 7月16日の午前8時20分~10時20分。拝島駅に集合し、玉川上水、昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園を歩く(昭島駅解散/約4km)。定員10人(多数抽選)。参加費500円(保険代)。7月9日までに要申込。申し込みなど詳しくは、問い合わせるか同協会ホームページへ。同協会☎519-2114

■東京都子育て支援員研修「東京都福祉保健財団」 地域型保育事業、一時預かり事業、利用者支援事業、学童クラブ事業に従事するために必要な知識・技能などを学ぶ。昭島市在住・在勤の方を対象。申し込みなど詳しくは、昭島市役所教育保育係で配布する募集要項のほか、同財団ホームページで確認を。同財団☎03-3344-8533

■昭島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(原案)の公聴会と公述申出「東京都都市計画課」 ▽原案の縦覧・公述申出書の配布=7月1日~15日に、東京都都市計画課、昭島市都市計画課で。▽公聴会=8月17日の午後7時から立川市女性総合センター・AIMで。傍聴あり(先着順)。公述申出(1人10分以内)を希望する方は、申出書を7月1日~15日(必着)に〒163-

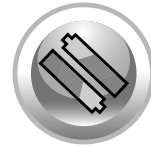
8001 東京都都市計画課へ。詳しくは、東京都都市整備局ホームページへ。東京都都市計画課☎03-5388-3225

■都立霊園の利用者を募集「東京都公園協会」 都立霊園(多磨・小平・八王子・八柱・青山・谷中・染井)の利用者を募集。募集のしおりの配布は、7月7日まで(平日のみ)、昭島市役所生活コミュニティ課、東部出張所、あいぽっく、環境コミュニケーションセンター、武蔵野会館、緑会館で。同協会問い合わせ専用番号☎0570-783-802

■自衛官などを募集「防衛省・自衛隊立川出張所」 航空学生(海上自衛隊)は18~22歳、航空学生(航空自衛隊)は18~20歳、一般曹候補生、自衛官候補生は18~32歳(一部制限あり)の方を対象。申し込みなど詳しくは問い合わせを。同所☎042-524-0538

■サマージャンボ宝くじなどを発売「東京都区市町村振興協会」

7月14日~8月14日に発売し、8月21日に抽選。1等の賞金は、サマージャンボ宝くじが5億円、サマージャンボミニが1000万円。収益金は市区町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。同協会☎03-5210-9944



生活用品 交換情報

交換や掲載を希望する方は、市役所暮らしの安全係へ。なお、交渉などは当事者間で行ってください。

■ゆずります

◇靴(13cm/4足) ◇0~2歳の男児向け衣類(16着) ◇電気こたつ(縦80cm×横80cm×高さ35cm)

■ゆずってください

◇電動アシスト付き自転車(20~26インチ)

国営昭和記念公園 レインボープールの 営業を中止

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、今年度は営業を中止します。

☆詳しくは、国営昭和記念公園管理センター☎042-528-1751へ。

都営住宅地元割当、都民住宅の入居者を募集

申し込みなどは、下の表のとおりです。詳しくは、募集案内をご覧ください。

◎都営住宅(世帯向)地元割当

◇募集する住宅・戸数

* 拝島町三丁目(拝島町3-12 / 1戸) = 2人以上の世帯を対象

* 上川原町二丁目(上川原町2-22 / 1戸) = 3人以上の世帯を対象

※いずれも、市内に居住する

方が対象です(所得制限あり)。

◎都民住宅

中堅所得者(都営住宅の所得基準を超えている方)の世帯を対象とした賃貸住宅です。

☆詳しくは、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎03-3498-8894、または、市役所住宅係へ。

| | 都営住宅 | 都民住宅 |
|-------------|--|--|
| 募集案内・申込書の配布 | 7月1日～10日 市役所住宅係・総合案内カウンター、東部出張所、あいぽっく、武蔵野会館、緑会館で(閉所・休館日を除く) | 7月2日～10日 |
| 申し込み | 申込書を7月11日(消印有効)までに市役所住宅係へ郵送 | 申込書を7月15日(必着)までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターへ郵送 |
| 抽選 | 7月21日(火)の午前10時から市役所203会議室で | 8月13日(木)の午前10時から東京都住宅供給公社(渋谷区)で |

市長選挙及び市議会議員補欠選挙の啓発標語を募集

10月11日に行われる選挙の啓発標語を募集します。

◇募集 次のすべてに該当する標語

* 市長選挙及び市議会議員補欠選挙で使用できる内容である

* 自作で未発表である

* 記号などを含め20字以内である

◇応募 はがきまたは電子メールに標語と、住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、7月15日(必着)までに次の送付先へ

* はがき = 〒196-8511 市役所選挙管理委員会事務局

* 電子メール = senkan@city.akishima.lg.jp

☆詳しくは、選挙管理委員会事務局へ。



協議会などの市民委員を募集

市の施策に市民の皆さんの意見を反映するため、特定の事項について審議する協議会などに、市民委員を選任しています。

次のとおり市民委員を募集します。いずれも、他の協議会などの委員は応募できません。

◎保健福祉センター運営協議会

保健福祉センター「あいぽっく」の円滑な運営について協議する委員を募集します。

◇対象・募集人数

* 市民委員 = 20歳以上の市民の方 / 4人(多数選考)

* 福祉団体委員 = 保健福祉センター利用団体として登録している福祉団体の代表者 / 2人(多数選考)

◇任期 9月1日～令和4年8月31日

◇応募 「福祉と健康について」、

「福祉を支える環境づくり」のいずれかについて800字程度にまとめ、「市民委員」または「福祉団体委員(福祉団体名)」と、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入し、7月27日(必着)までに〒196-0015昭和町4-7-1 あいぽっく健康係へ

☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。

◎公民館運営審議会

公民館事業の企画や実施などについて調査・審議する市民委員を募集します。

◇対象 20歳以上の市民の方

◇募集人数 2人(多数選考)

◇任期 10月1日～4年9月30日

◇応募 応募の動機、公民館活動についての考え方などを800字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入し、

8月7日(必着)までに〒196-0012つつじが丘3-7-7 公民館へ

☆詳しくは、公民館 ☎544-1407へ。

◎社会教育委員

社会教育に関する計画の立案や調査研究を行う市民委員を募集します。関係機関の研修会や会議にも出席します。

◇対象 20歳以上の市民の方

◇募集人数 2人(多数選考)

◇任期 10月1日～4年9月30日

◇応募 応募の動機、社会教育に対する考え方などを800字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入し、8月7日(必着)までに〒196-8511 市役所社会教育係へ

☆詳しくは、社会教育係へ。

